



消費者庁イラスト集より

「着物を買います」と自宅に女性から電話があり、来訪を承諾。

後日、男性が来訪し「この着物は買い取れない。指輪やネックレス等はないか。査定は無料」と言われた。

断ったが居すわれ、仕方なく指輪の査定を頼んだら、買取りの契約をさせられた。

解約し、指輪を返してほしい。

## 訪問購入のトラブルにご注意！

### ここが重要ベニ！！

- 訪問購入に関する制度やルールを正しく知り、トラブルにならないよう注意しましょう。主なポイントは以下の通りです。

＜勧誘において…事業者への規制＞

- ①突然の訪問による買い取り勧誘は禁止。
- ②事業者名や勧誘の目的を告げなければならない。
- ③一度断った消費者への再勧誘や居座りは禁止。

＜契約にあたり…消費者が注意する点＞

- ④契約書面を必ず受け取り、内容をしっかり確認する。
- ⑤契約書面の受領後8日以内は、クーリング・オフが可能。  
(ただし、大型家電、家具、自動車、書籍、CD類、有価証券等は適用外)
- ⑥クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを消費者が拒否できる。

- ルールを守らない事業者との取引は避け、きっぱり断りましょう。
- クーリング・オフ(無条件解約)する場合は、8日以内に書面で通知します。
- お困りの時には、早めに消費生活センターへご相談ください。



## 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

相談専用電話

# 023-647-2211

いゃや

又は 消費者ホットライン **188**